

議案第52号

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例及び逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成21年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

(逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（特殊勤務に係る報酬の特例）

2 特殊勤務手当条例附則第3項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第4項の規定の例により感染症防疫作業手当に相当する報酬を支給する。この場合において、第19条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年1月27日から適用し、第2条の規定による改正後の附則第2項の規定は、同年4月1日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染症防疫作業手当の運用の特例を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。